

優秀に準ずる提言

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 環境文明21

所在地	〒145-0071 東京都大田区田園調布2-24-23-301 TEL: 03-5483-8455 FAX: 03-5483-8755 E-mail: info@kanbun.org		
ホームページ	http://www.neting.or.jp/eco/kanbun/		
設立年月	1993年9月 *認証年月日(法人団体のみ) 1999年10月20日		
代表者	加藤 三郎	担当者	藤村 コノエ
組織	スタッフ 9 名 (内専従 5 名)		
	個人会員 515 名	法人会員 76 名	その他会員(賛助会員等) 60 名
設立の経緯	<p>当会の前身である「21世紀の環境と文明を考える会」は、21世紀に向けての主要な環境問題が、経済、社会、ライフスタイルなど、いわば文明のあり方と密接に関係しているとの認識のもと、環境と文明の関係について幅広く調査研究し、わが国のみならず世界の環境の質の維持、向上に資する新たな文明のあり方を探求することを目的として1993年9月に発足した。その後1999年10月に、「21世紀の環境と文明を考える会」は特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく法人格を取得し、これを機に団体の名称を「NPO法人環境文明21」と改めた。</p>		
団体の目的	<p>文明社会が健全に存続するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする現代文明のあり方を根本から問い直し、環境負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会を創造する必要があるとの観点から、環境問題に関する政策提言、調査研究、普及啓発、交流等に関する事業を行い環境の保全に寄与することを目的とする。</p>		
団体の活動 プロフィール	<p>【主な政策提言活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会を支えるグリーン経済のための10の提言 ・憲法に「環境条項」を入れることの提案と活動 ・環境教育推進法の提案と立法化に向けた活動 ・発生抑制を促すための政策提言 ・自動販売機の適正設置に向けたモデル条例の提案 <p>【主な調査研究活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本の持続性の知恵」に関する調査研究 ・「循環社会 - ビジョンとその道すじ」に関する日米合同研究 ・環境倫理に関する調査研究 <p>【主な普及啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報「環境と文明」の発行(毎月、通算159号発行) ・持続可能な社会にむけた企業・市民研修の実施 <p style="text-align: right;">等</p>		

活動事業費(平成17年度) 19,642,000円

政策のテーマ 地域の持続性指標の作成とそれを活用した地域持続性オンブズマン制度の創設

政策の分野

- ・ 循環型社会の構築
- ・ 持続可能な地域づくり
- ・ 環境パートナーシップ

政策の手段

- ・ 制度整備及び改正
- ・ 組織・活動
- ・ 国民の参加促進

団体名：環境文明 2 1

担当者名：藤村コノエ、大西悟

政策の目的

持続可能な社会を構築するには、各々の地域の持続性を高めることが重要であることから、「環境」「経済」「人間・社会」側面から地域の持続性を図る指標を作ると共に、それを活用して地域の持続性をチェックしつつ、地域の持続性向上のために議会に対して報告・勧告し、行政の実施体制の強化や制度改革を促す機能を持つ「地域持続性オンブズマン制度」を創設する。

背景および現状の問題点

日本の社会はますます持続不可能な社会に近づいている

環境文明 21 ではこれまでの活動で、持続可能な社会の有り様やその実現に向けた方策について様々な視点からの調査研究活動や提言活動を行っている。しかし、実際の社会を見た場合、温暖化の急速な進行など環境の悪化は深刻の度を増しているのみならず、経済的・社会的にも様々な問題が顕在化し、日本社会の持続性はますます危ういものとなりつつある。

グローバル化、少子高齢化の中で、地域の衰退は著しい

特に地方の問題は深刻で、グローバル化する経済や少子高齢化の中で、多くの地域が多様な自然・人的・文化的資源を有しているにもかかわらず、過疎化・衰退化の一途を辿っている。

地域の人々の気づきと意識向上を促し、それを政策として実現させる仕組みがない

日本社会全体の持続性を高めるには、それぞれの地域の人々が、その地域が有する環境資源、人的資源や歴史・文化的資源に気づき、それを活かしていくことが不可欠である。しかし、現在、地域を評価する指標は経済的な視点からのものが殆どであり、快適環境指標のようなものはあるものの、経済や社会状況をも含む持続性を計る指標は国内においては見受けられない。そのため、経済が衰退するとその地域は衰退するという、画一的な評価しかできず、地域の人たちも「経済性」だけで自らの地域を判断し、自信を失っている場合が多い。また、仮に地域住民が持続性の重要性に気づき、その向上のための（様々な）資源の活用を考えたとしても、現状では、行政や政治家の認識が低く、さらに住民の意見を的確に政策に反映する仕組み（制度）がない場合が多い。

地域の環境カウンセラーや温暖化防止推進員などの活動が限定的である

一方、地域には環境意識が高く、持続可能な社会作りに貢献しうる有能な人材がいる。しかし、そうした人々の現状の活動は普及啓発が主であり、また個別に活動している場合が多く、政策の転換に結びつく大きな力に成りえていないのが現状である。

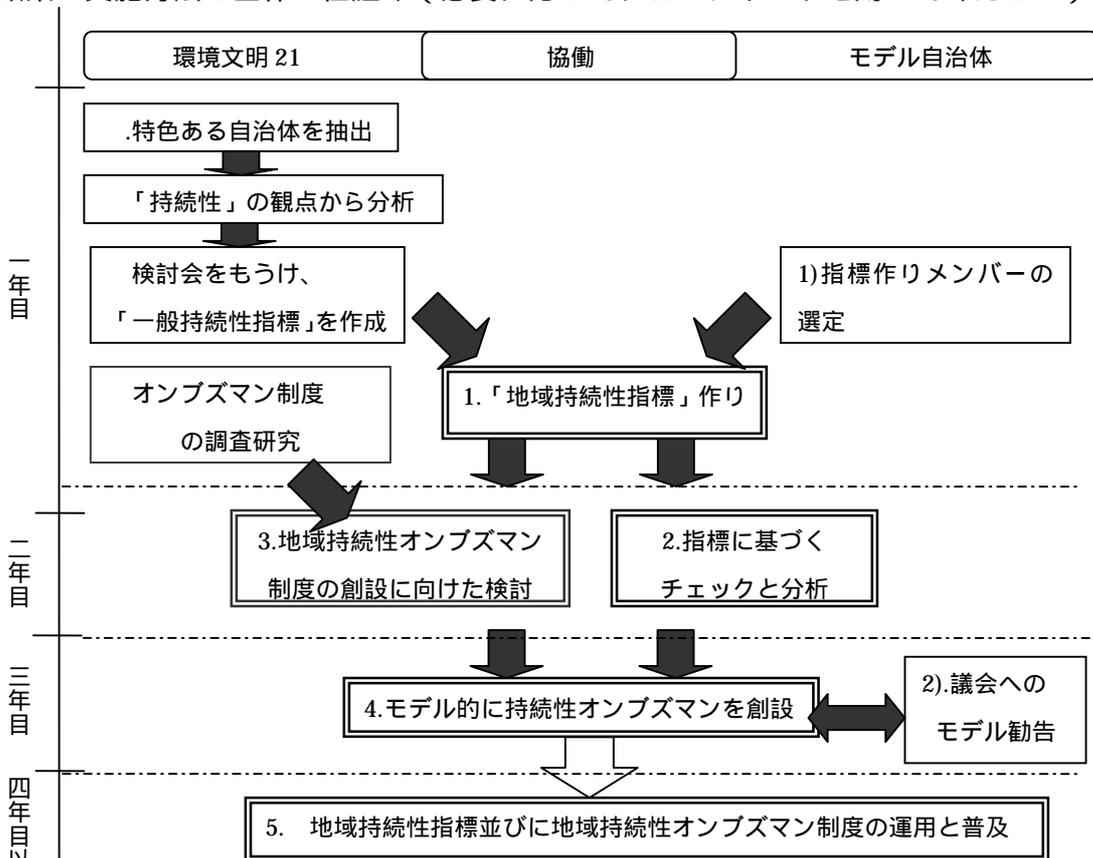
政策の概要

地域の持続性をチェックする「地域持続性指標」を作成すると共に、その指標を用いて地域持続性をチェックしその結果を市民に公表しつつ、地域持続性の向上の視点から議会に報告・勧告する権限をもつ「地域持続性オンブズマン制度」の創設を提案する。

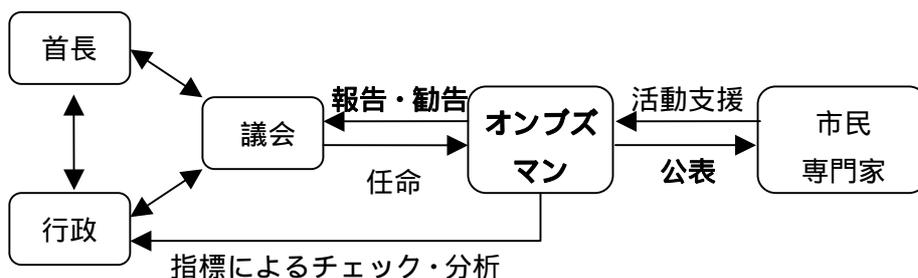
- 1) 環境への取組を中心にして活力ある地域づくりを行っている自治体と、衰退しつつある自治体を数箇所抽出し、活力・衰退の要因を「環境」「経済」「人間・社会」の側面から分析する。

- 2) 学識者なども加え、「環境」「経済」「人間・社会」の観点から、地域の持続性に関する「一般指標」を作成する。
- 3) モデル地域を選定し地域の各セクターからの参加者とともに、「持続性のための地域特有指標」を作成する。
- 4) 同モデル地域において、メンバーと共に「一般指標」「地域特有指標」を活用し、地域の持続性のチェックを行う。チェックの結果を分析し持続性を高める方策について検討する。
以上の指標作りの作業と併行して、以下についても検討を進める。
- 5) オンブズマン制度についての調査を行い、その概要を整理する。
- 6) 学識者、モデル地域のメンバーとともに、「地域持続性オンブズマン制度」創設に向け検討を始める。役割・機能、構成メンバーとその選定方法、オンブズマンの育成方法・内容、権限などについて検討する。
- 7) モデル地域においてチェック結果と併せ、持続性向上のための報告・勧告を議会に対して行う。
以上の経緯を踏まえて、以下の普及を図る。
- 8) 持続性のための「一般指標」と「地域指標」の普及を図るとともに、「地域持続性オンブズマン」制度の運用と普及を図る。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



【オンブズマンの役割とステークホルダーとの関係】



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・自治体抽出とヒアリング等 環境文明21地方支部、国、市町村
 - ・持続性一般指標の作成 学識者、国、
 - ・持続性のための地域指標の作成とチェック 学識者、市町村、地元のNPO等
 - ・「地域持続性オンブズマン制度」創設の検討とモデル的实施 学識者、市町村、地方のNPO等
 - ・「地域持続性指標」の普及と「地域持続性オンブズマン」制度の提案と普及 国（地方事務所を含む）、地方自治体、市町村、NPO等
- 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

地域住民や行政の、地域の持続性に対する意識が高まり、具体的に地域の持続性を考えるきっかけとなる

一般市民は「持続可能な社会」という言葉は知っていても、その内容はあまり知らないのが実態であり、（行政も含め）地域の生き残りは経済的に成り立つことだけと考えがちである。そうした人々に、地域の持続性は経済性だけでなく、より健全な環境を残し活かすこと、さらには地域の伝統文化や人的資源など地域の特性を活かすことにより確保できることに気づいてもらい、持続性の視点から地域を再発見するきっかけとなる。また「指標」を活用することで他地域との比較も可能になる。

議会への報告・勧告の仕組みを作ることで、議会が活性化し、地域の持続性を確保するための政策が行いやすくなる

オンブズマンは複数の人々からなる中立の監視とそれに基づく意見表明のための委員会であり、環境保全や地域の伝統文化の継承など、現在の市場経済原理では評価しにくい分野でも地域の持続性という観点から重要な事柄について議会に報告・勧告することができる。そのため、これまでは経済性を重視した政策に偏りがちであったものが、この仕組みを活用することで、持続性の観点から政策を見直す機会となり実際の政策にも繋がる可能性が高まる。また、オンブズマン制度により、議会の活性化も図れる。

オンブズマン制度を支えることで市民の政策作りへの参加が進む

持続性チェックやその分析など、オンブズマンの活動を支えるのは市民・NPOであることから、市民・NPOの持続性に対する意識が向上するだけでなく、それを政策に活かすための機会を提供することになり、政策作りへの市民参加が進む。

個別的・縦割的であった地域の環境活動が、「持続可能な地域づくり」で統合される

これまで地域で行われていた環境教育活動や環境保全活動が、単に「環境」の視点だけでなく、「地域の持続性」という観点から（考え方として）統合され、それぞれの活動に弾みがつくと共に、地域の持続性向上に結びつく活動に発展していく可能性が高い。また環境カウンセラーや温暖化防止活動推進員などの活動の場が広がることになる。

指標やオンブズマン制度を普及させることで、それぞれの地域の持続性が高まり、ひいては日本全体の持続性を高めることになる

日本社会全体の持続性向上のためには、それぞれの地域の持続性向上が不可欠であり、そうした流れを作るきっかけとなる。

その他・特記事項

環境文明21では、ここ数年「持続可能な社会を支えるグリーン経済の10の提言」として、「食べる」「働く」「買う」の視点から、持続可能な社会を支える経済のあり方を提言している。それは、一言で言えば、地域の環境特性はもとより、人的にも社会的にも、地域の個性や伝統・文化を活かした経済活動を行うことで、地域の持続性、ひいては日本社会の持続性が確保されるという考えに基づくものである。現在はこの提言の普及啓発活動と、提言に見合った好事例を収集し紹介する活動を、環境文明21地方支部と一緒に展開している。

こうした持続可能な社会の要件についての研究成果や、地域との繋がりが、本提案の実施に当たっても有効に機能し実現可能性を高めるものと考えられる。

また当会では「憲法に環境条項を入れる」ことの提案も行っており、国会でもその動きが加速されている。憲法に環境が入ることによって今回の提案の実効性はますます高まるものと思われる。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 地球の未来

所在地	〒509-7123 岐阜県恵那市三郷町野井 133-32 TEL:0573 - 28 - 2968 FAX:0573 - 28 - 2859 E-mail: komamiya@enat.org		
ホームページ	http://fearth.web.infoseek.co.jp/		
設立年月	2002年 12月 * 認証年月日(法人団体のみ) 2002年 12月 19日		
代表者	駒宮博男	担当者	駒宮博男
組織	スタッフ 4名 (内 専従 2名) 個人会員 16名 法人会員 3名 その他会員(賛助会員等) 40名		
設立の経緯	岐阜県庁内自主研究グループを母体として出来た ML (G's-café) から出来た NPO。当初県職員が中心だった ML に、民間人、大学関係者等が参加し、その中から共通の強いミッション(持続可能社会構築のための研究と実践)を持った数人で NPO 法人化を決断。 設立から足掛け 5 年目だが、順調にミッションを実現している。		
団体の目的	持続可能社会構築のための研究と実践。 単に研究するだけではなく、かと言って、実践だけではない、理論と実践を平行にすすめ、理論・実践が相互発展することを目指している。 尚、初年度は、基本的理論の構築と啓発。2年目から実践に移った。		
団体の活動プロフィール	<p>これまで行ってきた主な事業は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能社会構築の理論確立(自主事業、名古屋大学大学院環境学研究科等と) ・ 耕作放棄地解消モデル事業(美濃市、岐阜県と協働) ・ ごはん食普及推進活動(農水省補助) ・ 『ぎふ発、地域からのカクメイ』(持続可能社会構築のための地方自治に関する政策提言)出版(岐阜県庁、秋田県庁、3県合同事業(岐阜、三重、福井)、名古屋大学大学院環境学研究科、名城大学大学院経営学研究科、その他多数の研修テキストとして採用された) ・ 環境学習関連モデル事業(揖斐川町、環境省、岐阜大学等と協働) ・ ぎふ地球環境大学(岐阜県と協働) ・ ぎふ地球温暖化対策指導員養成セミナー(岐阜県と協働、県内エネルギー管理指定工場第1種エネルギー管理者対象) ・ エマルジョン燃料製造プラントの開発・普及(自主事業、既に県内大手豆腐製造業で採用。24時間稼働中。) ・ 食品循環資源利活用推進事業(めいきん生協、愛知県、農水省と協働) ・ マイクロ水力発電研究開発事業(名古屋大学大学院環境学研究科、地域 NPO、地域プラント製造業者との協働) ・ 地元企業の GHG(温室効果ガス)算定、リターナブル商品の LCA 分析(本年度エコプロダクツ大賞国土交通大臣賞の日本通運『えこるじこんぼ』 LCA 分析協力を含む) 		

活動事業費(平成17年度) 8,300,000円

政策のテーマ チーム 50-50 結成とレシート等への CO2 排出量表示運動に関する提言

政策の分野
 ・地球温暖化防止
 ・

政策の手段 制度設備及び改正

団体名：特定非営利活動法人 地球の未来

担当者名：駒宮 博男

政策の目的

2050 年に CO2 排出量 50%削減（最終的には、2090 年に 82%削減し、CO2 濃度を 450ppm で安定させる）を目指すチームを結成し、長期展望を明示する。

市民生活における CO2 排出量を、手っ取り早く意識させ、CO2 排出削減、ひいては地球温暖化防止へと市民活動を活発化させる社会的インフラを構築する。

2006 年改正された温対法、省エネ法に簡便に対処できる社会的インフラを構築、提供する。

背景および現状の問題点

大気中の CO2 濃度の長期展望に関する社会的合意形成が為されていない。

2005 年 2 月 16 日の京都議定書発効以来、CO2 排出削減は社会全体の使命となっているが、一般市民レベルまで波及しているとは言いがたい。ここ数年の国内 CO2 排出は、民生部門、運輸・旅客部門で増加しており、その中でも家庭でのエネルギー消費増加が著しい。

しかしながら、生活の場面場面で CO2 排出量を認識している市民は殆どいない。

2006 年改正された温対法、省エネ法は、法への対応が困難な中小企業にまでその対象事業場が大幅に増加している。中小企業においては専門スタッフの確保が難しく、CO2 排出量算定は困難である。この為法の遵守が疎かになる傾向がある。

2006年1月、環境相が英国環境担当大臣と会談し、2050年50%削減に関する共同研究を提案
 政策の概要

まず、気候変動を終結させるための長期目標を明示し、その目標に対する社会的合意形成を目指す。そして、この目標達成のための組織『チーム 50-50』（2050 年に CO2 排出量 50%削減を目指す研究開発・啓発組織）を結成する。こうした長期展望を明らかにした後行動する手法は、いわゆるバックカスティングであり、『チーム 6%』のような非科学的且つ、すぐれて政治的な目標とは異なる。子や孫のことを真剣に思う市民主導の行動原理である。

このチームの当面の活動は、特定のロゴマーク（公募）を創作し、出来る限り多くの商品、またはレシート等にロゴマークとともに CO2 排出量表示を推進することである。これにより、日常生活の場面場面で、消費者が CO2 排出量を意識することが可能となる。また、参加企業が長期的目標として 2050 年に CO2 排出量を 50%削減する活動に賛同しているアピールに繋がる。

特にエネルギー関連企業の CO2 排出量表示は社会的に極めて重要であり、当該企業に対する強いインセンティブとして、公共調達の入札条件として CO2 排出量表示を採用するよう行政に働きかける。尚こうした施策は県単位、あるいは市町村単位で行い、CO2 排出削減の地域間競争の土台を作る。また、エネルギー関連企業の CO2 排出量表示は、改正温対法・省エネ法対象事業場での GHG 算定作業に大きく寄与することは言うまでもない。

CO2 排出量表示は、肥満解消に例えて言えば、体重計の普及と食品カロリー表示と同様の社会的インフラである。現状の数値的把握は、目標達成の第一歩である。

なお、ロゴマーク使用料として一定額（0.5 円/レシート以下を想定）を企業より徴収し、ファンド化する。このファンドは、地域の新エネルギー、省エネルギー等の普及・啓発、2050 年 CO2 排出量 50%削減という目標の普及・啓発、学生対象の新エネ・省エネアイデアコンクール副賞等として使用する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

以下のように3段階のフェーズにわけて実施する。

第1フェーズ：エネルギー関連企業での展開

電気事業者、コジェネ事業者、ガス供給事業者、ガソリンスタンド等、エネルギー関連事業者を対象に、事業を展開する。

具体的には、例えば、

電気事業者が家庭、事業場に毎月発行しているレシート（請求・領収書）に、その月の使用電力量（Kwh）とともに、その電力量をCO₂で換算した数値（Kg）を表示する。ガソリンスタンドでの領収書にCO₂換算量を表示する（コスモ石油の『コスモ・ザ・カード』等の利用者には、月毎の領収書にCO₂換算量を表示）。

第2フェーズ：運輸・輸送・旅客関連企業での展開

公共交通機関、運輸・輸送業等を対象に事業展開。

例えば、名古屋 東京の新幹線の切符に、『車では Kg、飛行機では Kg、新幹線では Kg』というように、他の交通機関との比較をビジュアル的に表示。

第3フェーズ：その他、可能性のある商品、サービスでの展開

例えばレジ袋にCO₂排出量を印刷することにより、レジ袋廃止がどれほどCO₂排出削減につながるかが認識できる。また、容器包装リサイクル法と連動し、全ての容器包装等にCO₂排出量表示をすることも考えられる。

その他、応用はいくらでも出来るが、一般市民が日常的にCO₂排出量を認識しやすい商品・サービス（レジ袋等）その他使い捨て商品などを抽出し、一つ一つ事業化していく。

第4フェーズ：出来る限り多くの商品、サービスにCO₂表示奨励へ

例えば、スーパー等のレジ情報に、商品ごとのCO₂排出量をデータとして入れておき、レシートに購入した商品全てのCO₂排出量が記載されるシステムを開発する。

また、商品そのものに、CO₂排出量を記載することを国、県等が奨励する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

全フェーズにわたり、事務局はNPO 法人地球の未来内『チーム 50-50』が担当するが、各フェーズでの参加主体の拡大は以下のとおりである。

第1フェーズ：エネルギー関連事業者、県、市町村

第2フェーズ：運輸、輸送、旅客事業者

第3フェーズ：CO₂排出量表示の社会的影響力が強いと考えられる事業者

第4フェーズ：スーパー等量販店

レジ、POSシステム等ソフト開発事業者

また、第2フェーズからは参加事業者が表示するCO₂排出量の精度を検証するための組織（GHG算定検証人等の組織）を設置し、参加事業者が表示したCO₂排出量を、改正温対法、省エネ法におけるCO₂排出量算定にそのまま使えるよう、ギャランティーを与えることが出来る形態をとる（名古屋環境取引所 = NCTEX等を想定）。

さらに、ファンドに集まった『アイデア料』を運用するための助成金審査委員会、学生対象の省エネ・新エネアイデア募集を審査する委員会設置等を行うため、学識経験者との連携を確保する。

尚、産業界への参加要請等に関しては、既に組織されている『中部エネルギー・温暖化対策推進会議』（中部地域の大手企業が参加）等で、当提言を推進するよう働きかける。

以上、各フェーズに関わりなく当提言の活動を推進する組織等（予定）をまとめると以下のようになる。

事務局：NPO 法人地球の未来内『チーム 50-50』

企業へのインセンティブ：県、市町村（公共調達の入札要件等）

CO₂排出量算定（第1フェーズは不要、第2フェーズから）：NCTEX

助成、アイデア審査：名古屋大学大学院環境学研究科等大学関係者、その他学識経験者等

企業への働きかけ：各地域の支援センター（ぎふNPOセンター、地域の未来支援センター、市民フォーラム 21NPOセンター、その他を予定）、中部エネルギー・温暖化対策推進会議、各県の地球温暖化防止活動推進センター、その他業界団体

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

当提言が実行されると様々な効果が期待されるが、まとめると以下ようになる。

社会全体に、気候変動（温暖化）を食い止めるための大目標（最終的には、2090年に82%削減）『2050年に50%削減』を意識させる。

市民へのCO₂排出量の啓発。特に、日常生活における場面場面でのCO₂排出量を知ることにより、CO₂排出削減への強いインセンティブが形成される。

改正温対法、省エネ法への対応が極めて簡便になる。第1フェーズが完了すれば、とりあえずGHG中エネルギー由来のCO₂はほぼ網羅される。

特に第1フェーズでのエネルギー関連事業者が当提言に参加することは、当該企業にとって最大のCSRとなる。中小事業者の上記改正温対法、省エネ法の遵守を簡便にし、尚且つ一般市民への啓発が可能な当提言は、エネルギー関連事業者が行うCSRとして、極めて意義深いものである。

広く薄く資金を調達するため、参加企業の負担は小さいが、幅広い参加企業が期待できる。そしてこのファンドを利用して新エネ・省エネへの助成を行うことにより、当提言の本来の目的が加速度的に達成される、プラスの資金循環を形成する。

さらに、次項『その他・特記事項』で記すように、当提言は学生の提案であり、その発案精神を次の学生に引き継ぐ意味で、学生に対する新エネ・省エネ等のアイデア募集並びに、優秀者への奨学金制度は、学生の社会貢献、企業への大きなインセンティブとなる。

その他・特記事項

提言の発端

「最近では、殆どのファミレスで、メニューにCalが表示されている。CO₂排出削減を社会化するためには、あらゆる商品に、CO₂排出量を表示しては・・・」という提案が、学生より出された（名城大学大学院経営学研究科で、駒宮が受け持つ『NPO企業研究』の授業にて）。そこで、単位論文のテーマを『CO₂排出量表示計画に関する研究』とし、院生ごとに企業を選ばせ、CO₂排出量を如何に表示するか論文を書かせた。

5名の院生が選んだ企業は、以下の通りだが、若者らしい斬新なアイデアが盛り込まれていた。

- ・ 中部電力（レシート空白部にCO₂排出量記載）
- ・ JR東海（空路、自動車等との比較をビジュアルに表現、その他広範な企画）
- ・ 中日新聞（かなり苦勞して、印刷所から自宅までの運搬を計算）
- ・ タワーレコード（プラスチックケースの廃止に伴うCO₂排出削減等、広範な企画）
- ・ ヤマト運輸（幹線経路、地域路線の分離による計算方法の工夫）

また、本提言作成に当たっては、EPO中部主催の『環境政策提言づくりサポート事業』（3回実施）等で、学識経験者、環境省中部環境事務所等行政関係者、環境NPO、企業関係者等、多くの方々のアドバイスを頂いて作成したものである。ワークショップ等では、提言の骨子については大いに賛同いただいたが、『法律化するのが適当ではないか』、『企業に対するインセンティブを明確に』、『今回の提言は社会的インフラ構築が主だが、こうしたインフラを用いたCO₂削減に対するアイデアを公募したらどうか』など、様々な建設的ご意見を頂いた。

本提言実行に当たっても、こうした様々なセクターの方々の意見を集合し、よりより政策へと進化させながら行っていきたい。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 財団法人 地球・人間環境フォーラム

所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-18-1 虎ノ門 10 森ビル 5 階 TEL:03-3592-9735 FAX:03-3592-9737 E-mail:AEK06375@nifty.com		
ホームページ	http://www.gef.or.jp		
設立年月	1990年5月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 1990年5月8日		
代表者	岡崎 洋	担当者	平野喬、中村洋、天野路子
組織	スタッフ 45名 (内 専従 40名)		
	個人会員 名	法人会員 23名	その他会 (賛助会員等) 8名
設立の経緯	1980年代に、当時国立公害研究所の近藤次郎所長と岡崎洋環境事務次官の間で、地球環境問題に対応できる財団の必要性について話し合わせ、国立公害研究所の研究成果を広く社会に PR するとともに、地球環境問題の科学的調査・研究業務を遂行するために設立された。		
団体の目的	地球環境問題の調査・研究と普及・啓発。		
団体の活動プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームマイナス 6%活動として、CO2 ダイエット宣言実行委員会に参加し、当財団専務理事の平野喬が、同実行委員会の実行委員長をしている。 ・ 数値目標と達成期限を定めて環境関連活動を行う自治体のネットワーク組織である持続可能な都市のための 20%クラブの運営 ・ 持続可能な地域づくりにむけたローカルアジェンダの策定マニュアルや策定状況調査、タイや韓国でのローカルアジェンダの普及事業などの実施 ・ 月刊誌・グローバルネットの発行等による地球環境問題の普及・啓発活動 ・ 国立環境研究所の地球温暖化問題に関する各種調査・研究業務のサポート ・ 砂漠化、森林、温暖化、生物多様性の減少などの国際的動向に関する調査・支援 		

活動事業費 (平成17年度) 約8億円

政策のテーマ 日本、中国、韓国の3カ国におけるCO2ダイエット宣言の実施と
プログラム型CDMを活用した国際協力の推進

政策の分野

- ・地球温暖化の防止
- ・環境パートナーシップ

政策の手段

- ・制度整備
- ・国際環境協力
- ・人材育成・交流
- ・組織・活動

政策の目的

環境省のチームマイナス6%運動の一環として進められている、家庭での簡易な省エネルギー活動である「CO2ダイエット宣言」(環境省、企業、NGO等で実行委員会を構成。事務局は東京電力)には、2年間で40万人を超える人びとが参加した。この「CO2ダイエット宣言」を中国、韓国でも実施し、一般市民のライフスタイル見直しを進める三カ国共同のキャンペーンとして普及させる。

さらに、2005年11月にモントリオールで開催された「気候変動枠組条約における第1回京都議定書に関する締約国会議(COP/MOP1)」では、地域レベルでの省エネ活動も「プログラム型CDM」として認める決議がなされた。そのため、日本国内で蓄積されてきた地域のライフスタイルを変え、温暖化防止活動を成功させたノウハウ(CO2ダイエット宣言、エコライフ大作戦、飯田市、水俣市、葛巻町などの先進的な取り組み等)をCDMとして位置づけ、中国等に移転させることで、温暖化防止の国際協力を推進する仕組みを整備する。

背景および現状の問題点

90年に比べて一人あたりの年間エネルギー消費量が30%増加したと言われる中国を始めとした途上国では、地域における省エネルギー意識が低いと言われており、ライフスタイルを変え、温室効果ガスの排出削減を面的に行うことが必要である。

日本では近年、自治体やNGO/NPOが地域レベルでライフスタイルを変え、温暖化を防止する取り組みが進んできた。環境省も支援した世田谷区エコライフ大作戦では、地域ぐるみで省エネ活動を進め、需要サイドでのCO2排出抑制に成功している。また、行政、企業、NGOが実行委員会を構成して進めている「CO2ダイエット宣言」もその一例であり、国内の企業や個人の参加が年々増加している。このような日本の地域レベルで活動する自治体や団体のノウハウに、中・韓の自治体やNGO/NPOも注目している。

しかし、NGO/NPOや自治体が協力しようにも、資金がないため活動を実施できず、自治体は直接的なメリットがないため国際協力には及び腰で、地域レベルの自治体やNGOが有するノウハウを活かした国際協力を行う仕組みがなかった。

それに対して、2005年11月のCOP/MOP1では、家庭の省エネ活動も「プログラム型CDM」として認められた。そのため、手法が整備されれば、協力する側は排出権を獲得でき、協力される側では二酸化炭素排出量が減るため、国際協力を推進する大きなインセンティブとなりえる。

団体名：(財)地球・人間環境フォーラム

担当者名：平野喬、中村洋、天野路子

「持続可能な都市のための20%クラブ」(事務局：地球・人間環境フォーラム)は、環境省、神奈川県などの提唱で、1997年に発足した環境自治体のための国際的なネットワークで、2006年10月に岩手県葛巻町で温暖化防止のための国際協力を推進するためにワークショップを開催した。参加した中国、韓国の自治体、NGOからは、自国でもCO₂ダイエット宣言活動を実施したいとの要望が出された。

また、日中韓が協力してCO₂ダイエット宣言に取り組むのを機に、プログラム型CDMの枠組みを活用し、3カ国の国際協力を推進するシステムを構築するための調査・研究を、協働して行うことも合意された。

政策の概要

(1) 中国・韓国でのモデル事業の実施によるプログラム型CDM化手法の検討

1) 日本のノウハウを活かした家庭レベルでの省エネルギー活動の実施

CO₂ダイエット宣言を、北京市において実施する。

2) 面的な需要管理型プロジェクトのプログラム型CDM化に向けた評価手法の確立

サンプリング等の評価手法を中心としたプログラム型CDMの実施手法を調査・検討する。

(2) モデル事業からのプログラム型CDMの実施に向けた国内の手法・組織に関する検討

汎用性のあるプログラム型CDMの実施に向けた手法を調査・検討し、とりまとめる。

(3) 市民CDMネットワークによる日中韓のプログラム型CDMの推進

「市民CDMネットワーク」を構築し、案件を発掘し、実現させる。

政策の実施方法と全体の仕組み(必要に応じてフローチャートを用いてください)

(1) モデル事業の中国での実施

下記のように中国において、CO₂ダイエット宣言を実施し、プログラム型CDMとして認められるための手法の情報収集・検討を行う。

1) 日本のノウハウを活かした家庭レベルでの省エネルギー活動の実施

平成19年度の5月から12月にかけて、中国北京市でも近代的なビルが多くエネルギー使用量も多い海淀区において、中国の環境NGO、環境友好公益協会が実施主体となり、北京市が協力し、1000世帯程度の参加を得て、CO₂ダイエット宣言を実施する。

2) プログラム型CDM化に向けた活動の評価手法の確立

統計的なサンプリングを用いて、活動実施前の二酸化炭素排出量や、活動を実施したことによる「追加性」の評価手法を調査・検討する。なお検討にあたっては、日本国内のCDMの専門家である松尾直樹氏の協力を得るとともに、北京市で省エネルギーの科学的調査を実施している北京市持続可能発展促進会の協力を得て実施する。

(2) プログラム型CDMの手法に関する調査・検討

モデル事業から、より汎用的なプログラム型CDMの実施手法にするための検討を行い、とりまとめる。そして、「持続可能な都市のための20%クラブ」の知見から、国内の典型的な20事例を収集し、松尾直樹氏の協力を得て、日本でプログラム型CDMとして有望な分野、手法、費用対CO₂削減量、中国での必要性、現地の政策等の項目で検討する。中国の調査は、環境友好公益協会(中国の環境NGO)が中国全土の環境NGOのネットワークを活用して、実施する。

(3) 市民 CDM ネットワークの構築によるプログラム型 CDM の推進

持続可能な都市のための20%クラブと環境友好公益協会が中心となり、日本の自治体（世田谷区、葛巻町）・NGO（自然エネルギー推進市民フォーラム、東アジア環境情報発信所）、中国の自治体（黒龍江省、北京市、福建省東山県）・NGO（緑色の友、緑色漢江等）が参加した「市民CDMネットワーク（仮）」を構築する（当初は15自治体・NGO/NPO程度）。

その後、ネットワークが主体となり、プログラム型CDMの実現可能性、中国側の必要性を勘案し、プロモーターとして、自治体やNGOの協力を得て、プログラム型CDMの実施に向けた活動を展開する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

【日本側】

（実施主体）持続可能な都市のための20%クラブ（事務局：地球・人間環境フォーラム）

（協力・連携主体）CO2ダイエット宣言実行委員会、東京電力

【中国側】

（実施主体）環境友好公益協会（中国の環境NGO）

（協力・連携主体）北京市

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・ 中国・韓国でライフスタイルの変化から、需要側における二酸化炭素の削減が図られる。
- ・ 日本の自治体やNGO/NPOにもメリットがある仕組みが構築され、国際協力が推進される。
- ・ 日本の温室効果ガスの削減量に対する貢献も見込まれる。

その他・特記事項

当事業は東京電力からの支援を受け、平成19年度より、日本・中国の自治体・NGO・企業が協力して、北京市内でCO2ダイエット宣言を実施する予定となっている。そのため、具体的事例に基づいたプログラム型CDMの検討ができる政策提言内容になっている。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名	(財)世界自然保護基金ジャパン	(特非)市民がつくる政策調査会
所在地	〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6F TEL:03-3769-1713 FAX:03-3769-1717 E-mail: kusakari@wwf.or.jp	〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門カド・フィールド 302号 t.03-5226-8843 f.03-5226-8845 E-mail: kobayashi@c-poli.org
ホームページ	http://www.wwf.or.jp/	http://www.c-poli.org
設立年月	昭和46年9月 *認証年月日(法人団体のみ) 昭和46年9月22日	1997年2月 *認証年月日(法人団体のみ) 2002年7月
代表者/担当者	樋口隆昌 / 草刈秀紀・花輪伸一	石毛 えい子 / 小林幸治
組織	スタッフ58名 個人会員 20627名 法人会員 200社	スタッフ5名 個人会員 157 その他会員(賛助会員等) 22 団体会員 11
設立の経緯	世界の自然保護事業に協力し、自然保護思想の普及を図り、もって自然環境の保全による人類の福祉に貢献することを目的とし発足。	時代は明らかに市民の自立性が高い社会の形成に向けて動いています。その要因のひとつとして特定非営利活動促進法が施行され、福祉、環境、人権、国際協力、まちづくりなど様々な分野で活動する市民団体が法人格を取得する道が開かれ、さらなる活動の発展が期待されています。 一方行政においては、分権一括法や介護保険法の制定などにより分権化が進み、自治体による政策開発が試行されようとしています。その実現には行政・政治情報の公開や市民の参加なくては成立しないものと考えます。しかし、いまだ不十分なくみや活動条件のもとでは、市民社会の多様で重層的な市民活動の政策テーマとその解決方法を促進する手法が重要であり、そこで本会を設立し活動することとしました。
団体の目的	本会は、自然保護のための調査研究、WWF インターナショナルへの協力及び自然保護事業の助成、国及び地方公共団体から委託された事業、関係諸団体との連絡協議会の開催、自然保護思想の普及及び啓発、目的達成のための資金募集などの活動を行う。	本会は、市民生活および市民団体の活動における主要な課題について、その解決に向けた調査研究その他の諸活動を行うとともに市民・団体への支援を行い、市民社会の成熟に寄与することを目的とする。
団体の活動プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> ・WWFは、100を超える国々で活動する世界最大の自然保護NGO(非政府組織)で、民間の団体。 ・1961年に、絶滅の危機にある野生生物の保護を目的としてスイスで設立され、次第に活動を拡大して、現在は、地球全体の自然環境の保全に、幅広く取り組んでいる。 ・現在、絶滅危機種の保護や、地球全体の生物多様性を守るために選定された最も重要な地域の保全、森林や海洋の持続可能な開発の推進、地球規模の環境問題である気候変動や化学物質による汚染を食い止める活動を行なっている。 ・3つの使命 <ul style="list-style-type: none"> 世界の生物多様性を守る 再生可能な自然資源の持続可能な利用が確実に進むようにする 環境汚染と浪費的な消費の削減を進める 	<p>これまでの活動として、</p> <p>市民政策プロジェクト：これまで22テーマで設置し活動</p> <p>市民政策円卓会議：これまで43回開催</p> <p>市民政策提案フォーラムの開催：これまで9回開催</p> <p>機関誌「市民政策」の発行：これまで42号発行</p> <p>の4つを柱として、多様な市民団体との協力により取り組んでいます。</p> <p>関連分野としては、</p> <p>「NPO法・市民セクター形成」検討プロジェクト</p> <p>「有害化学物質による身体影響に係る法制化」検討プロジェクト</p> <p>「自然海岸の保全制度」検討プロジェクト</p> <p>「行政執行過程への市民参加」検討プロジェクト</p> <p>「合意形成の手法に係る手続き・制度等及び教育の役割」検討プロジェクト</p> <p>などがあり、そのうち「シックハウス対策法案」などとして法案化されたものもあります。</p>

活動事業費(平成17年度)654百万円 / 活動事業費(平成17年度)17百万円

政策の分野

- ・ 環境アセスメント
- ・ 環境パートナーシップ

政策の手段

法律及び国際条約の制定・改正、 制度整備及び改正、 調査研究、技術開発、技術革新、国民の参加促進

団体名：世界自然保護基金ジャパン
市民がつくる政策調査会
担当者名：草刈秀紀・花輪伸一・小林孝治

政策の目的

「環境影響評価（環境アセスメント）手続き」に関する市民やNGO等、利害関係者の参加事例を調査し、将来必要な戦略的環境アセスメント制度における市民参加モデルを提案する。このモデルをもととして「戦略的アセス」制度において構想や計画の段階からの市民参加が可能となる政策を立案する。この政策によって、事業計画の検討において効果的な環境配慮が行なわれることを目的とする。

背景および現状の問題点

事業段階での環境アセスメントでは限界がある

現行の「環境影響評価法（環境アセスメント法）」は、港湾計画を除いて事業計画段階での環境アセスメント制度である。そのことにより、様々な事業の可能性を示した複数案の比較検討による評価や事業を実施しない“ゼロオプション”の検討等は、行なわれず、環境影響評価の結果として為される事業計画の変更や環境保全措置も軽微なものに留まり、十分な対策が採られないケースが多い。1990年代初頭より「持続維持可能な開発」が求められているにも関わらず、環境アセスメントにおいては制度設計が立ち遅れており、早急に戦略的環境アセスメントの制度化が必要である。

現在、環境省においてゼロオプションも含めた複数案の比較検討等を行なう戦略的環境アセスメントの共通的ガイドラインの検討が行なわれているが、制度の実際の運用にあたっては、市民・NGO等の積極的な関与を得ることが不可欠である。

昨今、行政計画等への市民・NGOなどの参加が進められている。現行の環境アセスメント制度においても、公聴会等の開催により意見の聴取が行われている。しかし、その意見の反映等については不十分なケースも少なくない。その原因のひとつとして市民やNGOの参加目的が明確でなく、参加手法（制度）の構築がなされていないことがあげられる。

政策の概要

本提案では、現行の環境アセスメント制度にもとづく市民・NGOの参加事例の調査に基づき、新たな戦略的環境アセスメントを含め、環境アセスメント制度における市民・NGO（利害関係者等）の参加の仕組みについて、市民・NGO参加の視点から示し、専門家、行政関係者と意見交換を行うことにより、その制度設計を目指す。

【第1段階】環境アセスメント事例の探求

これまで実施されてきた環境アセスメントから、市民・NGO等利害関係者の参加事例（先進的事例も含む）を抽出し、その課題・評価・分析を行う。

【第2段階】

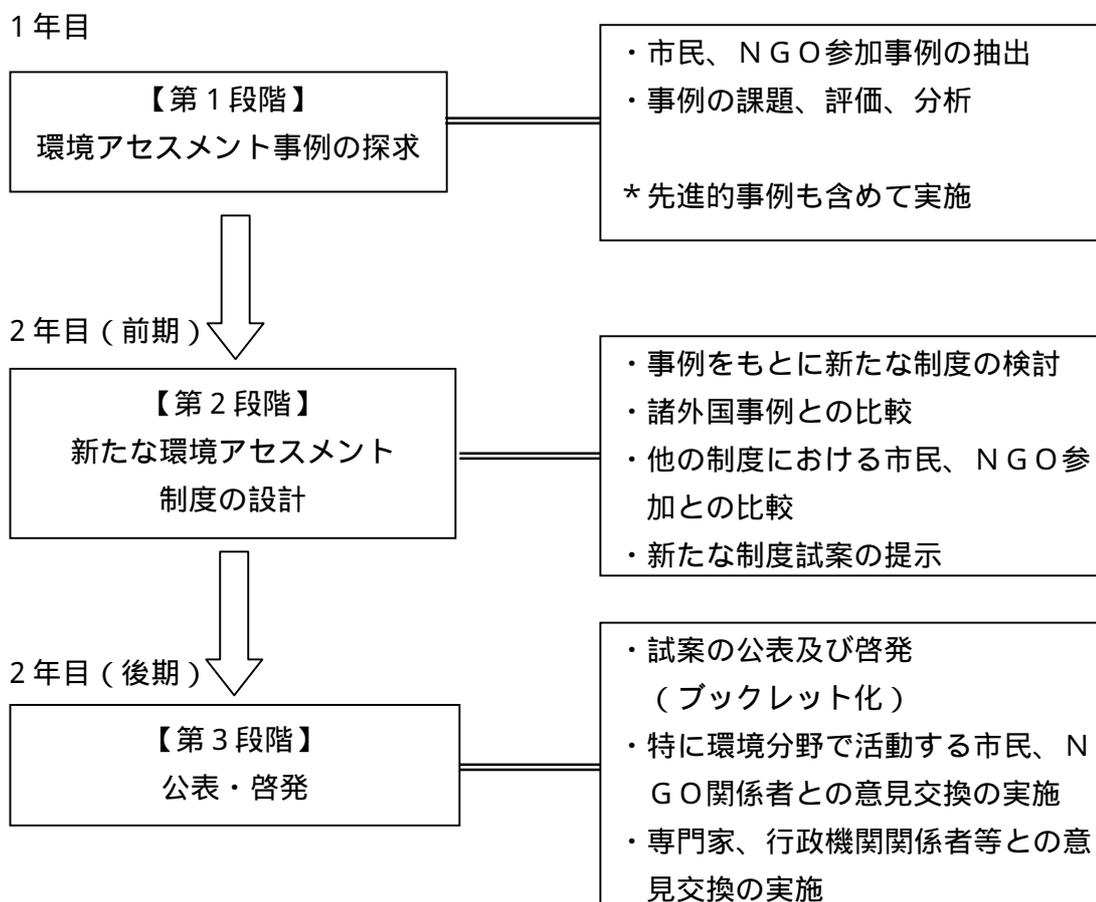
【第一段階】により見出された事例から、環境アセスメント制度における市民・NGOの参

加の仕組みの設計を試み、諸外国事例等との比較を行なう。

【第2段階】で提示した事例及び試案を公表するとともに、専門家、行政関係者と意見交換を行い、共同で新たな制度の設計を目指す。

また、持続維持可能な開発に向けた制度的取り組みとその環境保全効果等に関して多くの市民・専門家等との意見交換及び啓発活動を行う。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

< NGO >

WWF ジャパン

市民がつくる政策調査会

< ワーキンググループ >

WWF ジャパン

市民がつくる政策調査会

日本自然保護協会

日本野鳥の会

ほかNGO10団体程度

< 関係企業等 >

環境アセスメント協会および会員企業（環境アセスメントコンサルティング会社）

環境アセスメント学会

< 意見交換を行なう関係行政機関 >

環境省

国土交通省

地方公共団体 他

諸外国事例と比較については、行政機関の研究調査結果を活用するほか、関係企業、学会等の協力を得る。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

積極的な市民・NGOの参加を促進することによる政策・計画段階からの環境アセスメントの効果的な実施による、持続維持可能な開発の実現

政策・計画段階からの市民・NGOの参加による公共事業等への市民合意の構築

環境アセスメントへの市民・NGOの参加の促進

その他・特記事項

特になし

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 有限責任中間法人イクレイ日本

所在地	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2F TEL: 03 - 5464 - 1906 FAX: 03 - 3797 - 1906 E-mail: office@icleijapan.org		
ホームページ	www.iclei.org/japan/		
設立年月	1993年 11月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2004年 7月 1日		
代表者	理事長 浜中裕徳	担当者	宇高史昭
組織	スタッフ 6名 (内専従 3名) 個人会員 - 名 法人会員 21自治体 その他会員 (賛助会員等) - 名		
設立の経緯	1990年にニューヨークで開かれた国連会議を契機に、自治体による環境の改善活動を推進する国際的な団体として「イクレイ」(旧称: 国際環境自治体協議会) が設立された。 日本では、1993年に日本事務所が設立され、2004年7月からは、「有限責任中間法人 イクレイ日本」として法人格を取得し活動している。		
団体の目的	環境改善などの地域活動を通して、地球規模の持続可能な発展をめざすとともに、会員のための情報交換の支援及び交流の促進を図ることを目的とする。		
団体の活動プロフィール	上記の目的を達成するため、500を超える海外の自治体、10箇所の海外事務所と協働して、以下の活動を行っている。 (1) ローカルアクション 21, 気候変動防止都市 (CCP) キャンペーン, 水キャンペーン, 持続可能な都市管理, 自治体のグリーン購入等のテーマにもとづく, 自治体の連携によるキャンペーン・事業の推進 (2) 国連の公式な協議機関として, 持続可能な開発委員会 (CSD), 気候変動枠組条約 (UNFCCC) 締結国会議 (COP) 等の国連の会議への参加及び会員自治体の意見を代表した国・国際機関への提言 (3) 国際会議等の開催及び開催支援 (4) 地域環境改善や持続可能な発展に関する調査・研究, (5) イクレイ会員自治体及び内外関係諸機関との情報交換, 関連情報の出版やホームページ等を活用した情報発信 (6) 国内の自治体向けに, セミナーの開催, 地球温暖化防止施策先進事例調査, 海外の優良事例等の翻訳・出版等国内外の環境改善活動や持続可能な開発に資する有益な情報提供		

活動事業費 (平成17年度) 20,029円

政策のテーマ

地方自治体による京都メカニズムへの参加

- 政策の分野
 - 地球温暖化の防止
- 政策の手段
 - 国際環境協力，制度整備，地方自治体の活動

団体名：有限責任中間法人 イクレイ日本

担当者名：宇高史昭

政策の目的

- 1) 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減目標 6 % の達成
- 2) わが国の地方自治体が保有する廃棄物処理・上下水道事業等における温室効果ガス排出削減技術や，サービス供給システムの経験やノウハウの途上国自治体への技術移転
- 3) わが国の地方自治体によるクリーン開発メカニズムへの参加と，当該技術導入にもとづくクレジットの獲得

背景および現状の問題点

「京都議定書」には，各先進国の削減目標を達成するため，柔軟性措置の一つとして「クリーン開発メカニズム(CDM)」の利用が認められ，多くの CDM 事業が立案・実行されるようになってきた。しかしながら，ともすれば先進国の削減目標達成のために，先進国側企業や団体によるクレジット獲得のための大規模事業のみが先行し，本来の CDM の目的である，途上国における温暖化防止対策促進に向けての技術移転や，持続可能な開発のための活動が十分に行われているとは言い難い。

しかしながら，自治体は廃棄物処理施設や下水処理施設等の CDM プロジェクトの対象となり得る施設を直接的に管理しており，施設の効果的利用や公益サービスの改善は，住民生活の改善に大きく寄与する。これは，わが国の自治体が蓄積してきた経験やノウハウの移転が可能な分野であり，自治体が，重要な事業関係者として積極的に CDM 事業に参画することは，本来の CDM の目的実現に大きく貢献することができると思われる。

地球温暖化対策は直接的な便益が見えにくい分野でもあり，自治体においては地域対策に取り組むが，途上国への支援や国際的な連携への関心は希薄である。しかし，CDM 事業のクレジットの一部が自治体にも分与されるならば，自治体の国際貢献への機運も盛り上がるのが期待される。

特に発展の著しいアジア諸国の持続可能な開発は今後の大きな課題であり，政府レベルの国際協力，開発援助だけでなく，自治体間協力による地域の経済発展及び健全な社会の形成(地域開発)と地球温暖化防止の両立を具現化することが，開発途上国の地球温暖化対策に係る次期の枠組みへの参加につながり，長期的な視点から地球環境保全に資するものであると考えている。

政策の概要

わが国の地方自治体の廃棄物処理事業や上下水道事業等における温室効果ガス排出削減ノウハウ等を活用した CDM 事業の開発と提案

政策の実施方法と全体の仕組み(必要に応じてフローチャートを用いてください)

- 1 現在のCDM事業の現状把握と、自治体の参画度調査
 - 2 CDM事業に活用可能性のある、わが国の地方自治体が保有する技術の洗い出し
地方自治体が行っている廃棄物処理事業(バイオディーゼルへの転換、バイオマス発電等の再生エネルギー利活用、廃家電以外からのフロンガス回収等)や上下水道事業(メタンガスの発生抑制、転換利活用)における温室効果ガス排出削減技術や施設の維持管理ノウハウ等
 - 3 イクレイ東南アジア、南アジア事務所を通じた、ホスト国側自治体における上記分野の技術移転に対する関心度調査
 - 4 CDM事業プロジェクト立案に向けた、フィージビリティ調査の実施
CDMプロジェクト適用可能性の高い分野の事業を選びフィージビリティ調査を実施する。
 - 5 報告書のとりまとめ
CDM事業への自治体の参画可能性と、フィージビリティ調査結果、途上国地域の持続可能な開発に資するCDM事業のあり方に関して報告書をとりまとめ、関連機関や自治体に配布する。
政策の実施主体(提携・協力主体があればお書きください)
- ・地方自治体及び有限責任中間法人 イクレイ日本
 - ・社団法人海外環境協力センター(技術助言)
 - ・開発途上国向け開発援助金融機関(財政支援協力)
- 政策の実施により期待される効果(具体的にお書きください)
- ・我が国の地方自治体の事業が、新しい国際協力、京都メカニズムの活用につながることから、これらの事業の促進が図られ、国内の温室効果ガス排出削減の実効性が上がる。
 - ・地方自治体の積極的な取組が、CDMに活用されることにより、京都議定書の目標達成に貢献する。
 - ・開発途上国における地域にとって有用な持続可能な開発につながる可能性の高い支援プロジェクトになる。
- その他・特記事項
【イクレイ - 持続可能性を目指す自治体協議会 加盟のアジアの自治体・自治体団体】

計90自治体・団体

China (1)

Shenyang

Japan (21)

Aichi Prefecture, Fujisawa City, Hiroshima City, Itabashi Ku(ward), Kanagawa Prefecture, Kawagoe City, Kawasaki City, Kitakyushu City, Kobe City, Kumamoto City, Kyoto City, Musashino City, Nagoya City, Osaka City, Sapporo City, Sendai City, Shiga Prefecture, Sumida ku(ward), Ube city, Yamanashi Prefecture, Yokosuka City

Republic of Korea (30)

Ansan, Bucheon, Buk-Gu, Busan, Chungnam Province, Damyang County, Gangneung, Gangwon, Geumsan County, Gimpo, Gumi, Gwangju, Gyeonggi Province, Hoengseong County, Jeju Province, Jeju, Jeongseon, Jeonju, Jinhae, Korea Local Authorities Foundation, Pyeongchang County, Seoul, Siheung, Sokcho, Suncheon, Suwon, Uiwang, Ulsan, Wonju, Yangpyeon County

India (10)

All India Institute of Local Self Government, Bhubaneswar, Guntur, Gwalior, Hyderabad, Jabalpur, Nagpur, Pimpri Chinchwad, Shimla, Vadodara

Indonesia (8)

Balikpapan, Bogor, Cilegon, IULA/Asia & Pacific Section, Medan, Semarang, Surabaya, Yogyakarta

Nepal (3)

Kathmandu, Municipal Association of Nepal, Pokhara

Philippines (13)

Baguio, Batangas, Bohol Province, General Santos, Iloilo, Linamon, Makati, Muntinlupa, Naga, Puerto Princesa, San Fernando(La Union), San Fernando(Pampanga), Tubigon

Sri Lanka (1)

Matale

Thailand (3)

Bangkok, Muangklang, Phuket

